

# 明治後半期における外国教師

大 野 延 胤

## はじめに

明治初期、我国は欧米先進国から多くの「お雇い外国人」を受け入れ、彼等の言葉で、その技術や文化を摂取し、急速な近代化をはかったが、この時期が過ぎ去ると、日本人の語学力は急速に衰えたと言われる。外国語教育に外国教師を採用して、衰えた語学力を回復させようという意見や努力は、明治20年頃から著しく現れはじめている。

ここでは、当時の中等教育、特に公立中学校（明治31年までは尋常中学校）の外国教師を取り上げ、彼等への期待はどの様なものであったか、又、雇用の問題点や彼等の役割等を明らかにしたいと思う。

なお、当時、外国人教員に対して、外国教師（内国教師に対して）という言葉が公的にも用いられていたもので、表題と共に、ほぼ統一してそれを使用した、年号については、明治何年を主として使用したが、外国の文献については必要に応じて西暦を使用した。

## 1. 外国教師への期待

明治20年頃、尋常中学校の外国語が他の学科と比べて著しく劣るものであり、その向上のために、外国教師を採用しようという動きがあったことは、文部省年報に明らかである。

「想フニ外国語ノ如キ従来ノ程度甚タ低クシテ他ノ学科ト平衡ヲ得サリシカ今ヤ府縣ノ之ニ注意スルコト漸ク深ク既ニ外国教師ヲ聘シ之カ教授ヲ負擔セシムルモノ現ニ二十五府縣アリテ殆ト通患ヲ一洗セントスルノ勢アリ」

（文部省第15年報・明治20年）

「尋常中学校ノ学科中外国語ノ程度甚タ低クシテ他ノ学科ト平衡ヲ得サルハ従来ノ通患ナリシカ前年来府縣ノ之ニ注目スルコト漸ク深ク本年ニ至リテ

ハ外国教師ヲ聘シ之カ教授ヲ負擔セシムルモノ既ニ二十三ニ及ヒ大ニ本科ノ  
 進歩ヲ致セリ」 (文部省第16年報・明治21年)

続いて、文部省第17年報(明治22年)にも、「外国教師ヲ聘用スルモノ多  
 シ」と記されている。明治22年に公立尋常中学校に在職した外国教師は28名  
 であった。

以上の3年間で、学校数と共にまとめてみると次の通りである。

| 明 治 | (A) 公立尋常<br>中学校数 | (B) 外国教師数 | (A) に対する<br>(B) の割合 |
|-----|------------------|-----------|---------------------|
| 20  | 43               | 15        | 34.8%               |
| 21  | 40               | 23        | 57.5%               |
| 22  | 43               | 28        | 65.1%               |

明治20年からの3年間に、公立尋常中学校では次第に外国教師を採用し、  
 22年には全体の65%の学校が外国教師を有していたことになる。

此の頃、夏目漱石も外国教師の採用について意見を述べている。彼は、明  
 治25年の「中学改良策」の中で、良い教師が少い事、その為には教師の改良  
 が必要な事を指摘しているが、一方、外国人を教師に採用する為、次の様な  
 具体案を示した。

「又所在の宣教師を聘して其地方中学の教師となし會話作文誦読等の諸科  
 を擔當せしむるも可ならん」とし、その理由として、「右等の諸科は到底  
 日本人には充分の教授をなす事六つかしなければなり就中作文の科の如きは本  
 朝人の気の付かぬ處に誤謬の存するものにて中々生徒の文章を改竄する杯と  
 いふ手際は望むべき事ならず是余が予備門入校以來親しく経験する所なれば  
 是非共中学に一人位は洋人を備ひおくべし学者でなくとも普通の読み書きが  
 出來て品行方正なるものならば差支へなかるべし」(1)と述べた。ここに、  
 漱石が外国教師に期待したものが何であったかが明らかである。更に漱石は  
 統計を示して次の様に結論している。「明治廿三年の統計を覽るに全国中学の  
 数四十四にして外国人の教師たるもの廿八人あり故に今十六人を備へば丁度

一校に一人宛の割となる此位の改良は差したる困難にあらずと思はる」(2)

漱石が引用した統計は文部省第18年報のものであったと思われる。「全国中学の数四十四」とあるのは、官立1校と公立43の合計である。この官立校には外国教師は居なかった。

教育勅語が發布された明治23年をピークに、公立中学校に在職する外国教師の数は漸減する。そして、次に外国教師への関心が高まるのは、およそ10年後の明治34年、菊池大麓文相の頃からである。(本文末「表1」参照)

菊池大麓は、明治35年11月の第7回高等教育会議における演説(3)で、中学校教員の改良問題にふれ、「成るべくは外国語などは外国人を以て教へる様にしたいと考へます」(4)と発言し、財源として、生徒1人当りの授業料を多少増額し、その金で外国人を1人雇うのがよい、と述べている。(5)又、翌明治36年1月の地方長官会議における演説(6)でも、「教授訓育の内容に就ては改善を促すべきもの尠からず、然り而して内容の改善は主として教員の良否如何に因るものなれば各位は力めて各学校をして良教員を得しむるの方法を講せられんことを望む」(7)と要望したあと、次の様に発言した。

「特に中学校に於ける外国語教授の改良を圖るが如きは洵に現下の急務たり、而して其最有効なる方法は今日に於ては外国人を傭聘して之が教師に充つるに在り、相当の資格ある外国人を傭聘せんとせば比較的高額の俸給を支給するを要すべしと雖も中学校の授業料は尚増額の餘地あり、故に必要に應じ相當之を増額徴収すること、せば斯の如き経費は容易に之を支辨し得べく、……」(8)

菊池は、俸給の負担に対する具体的な解決策を示し、外国教師の傭聘を強く推進しようとした。文相退任後、明治37年1月、帝国教育会英語教授法研究部総会での「英語教授法に付て」と題する演説の中で、彼は、「発音はとも日本人では往かぬから……各府縣の中学校に外国人を一人傭ひ入るべしと各地方長官に言ったことがある」(9)と言っているが、これは前述の地方長官会議の演説を回想したものであろう。

明治20年代の漱石も、30年代の菊池大麓も、各校に1人の外国教師を置くべきであると考えた。しかしその期待は実現には遠いものであった。明治35年以降明治末年までの統計(表1)を見ると、外国教師の在職した公立中学校の数は、全体の約10%から最高でも20%程度であった。

## 2. 外国教師雇用の実状

漱石が「所在の宣教師を聘して其地方中学の教師となし……」(「中学改良策」)と述べている様に、外国教師を傭用するに当って最も信頼でき、且つ迅速な方法は、宣教師や教会の組織を利用する事であった。明治20年代、国家主義的傾向が深まり行く中で、国家とキリスト教、或いは教育とキリスト教の関係について激しい論争が行われた。明治32年に至って、文部省訓令第12号によって、「官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校」での宗教教育が禁止されると、私立キリスト教系諸学校は極めて苦しい前途の選択を迫られることになったが、こうした時代の流れにもかかわらず、公立中学校や文部省が外国教師を採用する際に、宣教師やキリスト教団体の援助を仰いだことは事実であった。

<S.H. ウェンライト> 地方公立中学校の例としては、大分尋常中学校におけるウェンライト(Samuel Hayman Wainright, 1863—1950)の場合がある。「ウェンライト博士伝」<sup>(10)</sup>によれば、来日の経緯は次の如くであった。

明治19年に大分尋常中学に赴任した鎌田栄吉校長は、外国人の良い教師を得たいとの希望を持っていた。彼は九州伝道中のメソジスト南島宣教師のデヴィソン宣教師(Rev. J. C. Davison)にその希望を書面で伝えた。同宣教師は更にそれを神戸の南メソジスト教会日本宣教師のランバス総理(Rev. W. R. Lambuth)に伝えた。ランバスは、とりあえず明治21年3月ウワータス(Rev. B. W. Waters)を英語教師として大分へ送ったが、彼は広島伝道等の為に永く大分に止まる事ができなかった。そこで、鎌田校長は独身

者よりも結婚した教師が夫婦で永く大分に止まり教育に専心する事を望み、この事をランバスに伝えた。ランバスはこの校長の希望を米国南メソジスト教会の機関紙「ミッションナリー・リポーター」(The Missionary Reporter)に公告した。(11)それが若い医師ウェンライトの目にとまったのである。これを「大いなる天の召命」と感じた彼は、夫人と相談したところ、夫人も「この招聘に応じて行く青年が無ければ、日本にとって気の毒な事である」との意思を述べた。夫妻の決意は、その地の牧師を通じて監督にまで達した。当時は平信徒を海外に派遣する先例が無かったので、種々協議の結果、夫妻は「大分聖書学校並びに中学校に於ける英語授業担当として、無給平信徒、単に旅費のみを支給する」(12)という形で、米国南メソジスト教会から大分へ派遣されることになった。

夫妻は明治21年5月横浜に到着、神戸を経て6月に大分に着任した。大分県知事との間に取り交された「約定書」(13)によれば、ウェンライトの俸給は1か月100円、夫人は25円、授業時数はそれぞれ、1週22時間以内と12時間以内であった。ウェンライトは大分尋常中学校で英語を、夫人は師範学校で英語と音楽を担当したといわれる。(14)夫妻は約2年間の大分在任中、英語教師としての勤務のほか、聖書学校などを通じて、生徒や住民にキリスト教的感化を及ぼすことに力を注いだ。この活動のため、夫妻は大きな‘迫害’を受けることとなった。「大分県会記録」(15)によれば、明治22年11月から12月にかけて、ウェンライト夫妻に関する県議会での議論が記録されている。数名の議員は、ウェンライトがバイブルや讃美歌を教えることにより、生徒間にキリスト教の普及することを恐れ、又、キリスト教に感化された生徒が、神社の参拝を拒否した等の事件を取り上げて、彼を非難する発言をしている。(16)又、別の議員は、外国人英語教師の月俸を100円から70円に減額するとの動議を提出し、更に、次年度からは、現在の外国人を解雇して、50円か60円で大学出の日本人を採用せよと主張した。(17)

ウェンライトは明治23年夏、大分を去って神戸のパルモア学院長に転じ

た。後続の外国人英語教師には宣教師は避ける方針となり、あまり適切でない経歴の外国人を採用したりしたため、成果はあがらず、この時はじめてウェンライトの真価が改めて県や学校当局に理解されるに至ったという。(18)

以上は、地方県立尋常中学校における外国教師備聘の一例である。

〈YMCA英語教師〉 ウェンライトと同じ頃、政府、文部省のレベルでも、外国人を官公立学校の英語教師として採用したいという希望があった。(19) 北米YMCA同盟のウィシャード (Luther De Loraine Wishard 1854—1925) は1887年の夏、西欧地域以外に福音を伝える事に熱心な組織である 'the American Board of Commissioners for Foreign Missions' の責任者から、この日本政府の希望と共に、学生YMCAがその教師を供給してはという提案を、手紙で受け取った。(20) ウィシャードは直ちにノースフィールド学生夏季学校 (the Northfield student summer conference of 1887) で、ムーディ (Dwight L. Moody) にこの事を伝えた。事実の照会の為に、日本にいたアメリカンボードの宣教師デフォレスト (J. H. DeForest) に、ムーディの名で電報が打たれ、デフォレストからはすぐに返事があった。(21) それによれば、英語教師の条件は、1. 日本語の知識なしに英語教授の希望がかなえられる。2. 課外には、生徒が希望するならば、聖書を教えることも自由である。3. 旅費の用意はないが、前に立替えて払ってきても、支給される給料で十分返すことができる。というものであった。(22) ウィシャードとムーディは、この夏季学校で、日本への英語教師を探した。最初に来日するスウィフト (John Trumbull Swift, 1861—1928) はこの夏季学校で、すでに、この計画への積極的な姿勢を示していたと思われる。(23) この計画を推進する為に 'the Foreign Education Committee' (24) が設けられ、大学を卒えた、若い優秀な、いわゆるYMCA英語教師が日本へ送り込まれることになった。彼らは、YMCA内部では、Association teachers と呼ばれた。

日本で、この計画に尽力したのは、前記のデフォレスト、米国公使館付医

師ホイットニー、(W. N. Whitney)、明治学院で教えていたアーマン(J. L. Amerman)などであった。<sup>(25)</sup> 米国における、日本への教師派遣計画は、8月中に、ホイットニーを通じて東京YMCAへ伝えられ、間もなく、津田仙等5名の「周旋委員」が選ばれ、受入れの準備が始められた。<sup>(26)</sup>

明治21年、スウィフト等3名が先ず最初のYMCA英語教師として来日した。スウィフトは、明治21年4月から翌2年2月まで、明治学院で教え、<sup>(27)</sup>その後学習院等で教えたが、<sup>(28)</sup>実際は、日本におけるYMCA運動のパイオニアとしての使命を自覚していた。<sup>(29)</sup>明治31年、YMCA主事を辞任するまで、彼はYMCA運動の推進役として重要な役割を果たすことになった。前述の様に、文部省第15年報(明治20年)から同17年報(同22年)にかけて、外国教師の増加が報じられ、彼等への期待が示されたが、YMCA英語教師の派遣は、丁度その頃、明治21年に開始された。最初の計画では、スウィフトを含め、先ず12名の派遣が考えられたようである。<sup>(30)</sup> K. S. Latourette: WORLD SERVICE (1957)によれば、この計画は、わずか数年で休止状態となった。その理由は、1890年代を通じての‘the severe antiforeign reaction’<sup>(31)</sup>のためであり、1892年(明治25年)以後は1人の教師派遣の要請もなくなり、計画は立ち消えになったかに思われた。<sup>(32)</sup> G. S. Sansom: THE WESTERN WORLD AND JAPAN (1950)にも、1886年(明治19年)の教育令以後の、日本におけるキリスト教の困難な状況にふれ、1980年以降5年間、受洗者の数は減少し、教会員総数は、ほんの僅かしか増加していないことが、プロテスタントミッションの記録からわかる、<sup>(33)</sup>と述べられている。夏目漱石が「過去の日本に於て著るしく人工的に英語の力を衰へしめた原因」<sup>(34)</sup>と考えた、「外国語を抑圧した」<sup>(35)</sup>時代も此の頃であった。

#### ＜「大日本教育会雑誌」の外国教師紹介記事＞

明治21年3月、「大日本教育会雑誌」第73号は、日本の諸学校から外国教師雇入れの希望を聞き、その斡旋を行う旨の記事を掲載した。それは、「如

何セバ日本諸学校ニ英語ノ良教師を供給スベキヤ」と題し、「本会会員外国人某」の匿名で発表された。<sup>(36)</sup> その時期及び記事の内容から、これは、YMCA英語教師派遣運動の、日本における公式の宣伝であったのではないかと考えられる。

大日本教育会の記事の前文には、当時の日本の英語教育及び英語教師の状況にふれている部分がある。即ち、その表題に引続き、冒頭で、「右ノ問題ハ現時ノ日本ニ取テ大緊切ノモノタリ、而シテ大学ヨリ小学校ニ至ルマテ、悉ク英語ヲ要スルコトナレバ能ク其任ニ適シタル日本人ノ英語教師ハ實ニ寥寥タルガ故ニ、需要ノ百分ノ一ヲ充タスニ足ラズ、從テ不適當ノ英語教師ヲ用キ、其結果甚ダ宜シキヲ得ズ」<sup>(37)</sup>と深刻な英語の良教師不足の実状を記し、その対策として、「事情然ルガ故ニ能ク授業法ニ熟シ、自国ノ語学ヲ教授スルヲ得ル善良ノ外国教師ヲ雇入ルコト必要タリ、斯クシテコソ始メテ好結果ヲ収ムベキナリ」<sup>(38)</sup>と外国教師の必要を強調している。

然し、外国教師も、種々の理由から日本の学校に雇用できない場合が多い。専門家については、「夫ノ学芸ニ達シ、教授ヲ以テ一箇ノ職業トナセル人ハ其俸給高キニ過ギ、尋常ノ日本学校ニ雇入ルコト克ハザルベシ」<sup>(39)</sup>、宣教師については、「從來宣教師ハ幾分カ教員ニ用キラレ、其事業モ能ク舉ルコトアリト雖モ、其供給ハ制限アルモノニシテ、且ツ去来常ナラザル人々タリ」<sup>(40)</sup>、更ニ「然ルニ又他ノ無職業ニシテ一事業ヲ求メテ之ニ就カント欲スル人ヲ教師ニ聘スルコトハ甚危険ナリ、何トナレハ大概此類ノ人ハ不適任ナルカ、又ハ不品行ナルカ、或ハ右二件ヲ兼有スルモノナレバナリ」<sup>(41)</sup>となっている。

そこで大日本教育会の外国人某氏が、日本各地の実状に応じて、「能ク授業ニ熟スル善良ノ男女教師ヲ充分ニ供給スルノ策ヲ究メ」<sup>(42)</sup>、各学校の求めに応じて外国教師を世話するというものである。これら外国教師の雇入条件は7項目が示されている。第一は「教師ハ教会又ハ其他ノ保護ヲ受ケズ単ニ授業ニヨツテ得ベキ収入ヲ以テ自ラ支フルコト」<sup>(43)</sup>である。第二には目



的が示され、これら教師は、金銭を目的としてではなく、「直間接ニ日本ノ徳義ヲ進ムベキ目的ヲ懷キ（信實ヲ盡シ授業ニ従事スルハ勿論ナリ）タル熱心ノ耶蘇教宗トシテ來ルモノ」（44）となっている。このことから、前述の「能ク授業ニ熟スル善良ノ男女教師」とは、YMCA 英語教師のことであったと思われる。条件の第三以下には、俸給、受持時間（と俸給との関係）、家屋の貸与、雇入の時期等が記されており、最後の第七で、大日本教育会長が各学校と外国人某氏との仲介に当ることが述べられている。

この記事が、あえて匿名で、キリスト教組織との関係も明らかにせず、大日本教育会長の関与という形で発表されたとすれば、当事者が、やはり、それらを秘すべき、時代の動きを感じていたからであろう。この記事によって、外国教師の雇入れを大日本教育会長に依頼した学校が何校あったかは不明である。然し、当時の外国教師雇用の確実な方法を一般に広告した例として注目してよいであろう。

<YMCA 英語教師派遣の再開> 一時途絶えた YMCA 英語教師の派遣が、日本政府の要請で、名誉主事フィッシャー（Galen Merriam Fisher）等の努力により再開されたのは、明治 33 年（1900）頃からである。（45）統計上から見ても、この年以降は、公立中学校の外国教師が、着実にその数を増しているが、これは YMCA 英語教師派遣の再開と関連があると思われる。（本文末「表 1」参照）

YMCA 英語教師たちは、英語教育の面で熱心な良い教師であったが、課外のバイブルクラス等の指導にも力を入れた。それが彼等の使命でもあった。又、毎年夏、YMCA 関係者と共に講習会を開き、宗教、教育の問題につき、研究討議を行なった。英語の教授法の研究も盛であった。（46）

<W.M. ヴォリーズ> ウェンライトの場合と同様、YMCA 英語教師の場合も、教育と宗教の関係は少からず問題となった。この問題の渦中にあった典型的な人物は、ヴォリーズ（William Merrell Vories, 1880—1964）であった。海外伝道団の学生ボランティアであった彼は、コロラド大学を卒

業して約半年後、YMCA から日本の英語教師への就職について、手紙を受取った。彼は未だキリスト教の伝道の行われていない土地へ、パイオニアとして行きたい希望をYMACへ伝えていた。<sup>(47)</sup> 明治38年(1905)1月10日、汽船 China 号で日本へ向った。東京で日本YMCA本部に出頭して指示を受け、赴任する近江八幡の地について説明された。そこは、彼の希望通りの‘a most needy and neglected portion of the unevangelized world’<sup>(48)</sup> であった。2月中に彼は滋賀県立商業学校に着任した。彼はここで発音、会話を担当した。<sup>(49)</sup> 放課後はバイブルクラス等で生徒の指導に力を入れた。仏教の信仰厚い人々の多いこの地方で、彼の伝道活動が強い‘迫害’を受けたのは当然である。バイブルクラスやYMCA活動を中止し、宗教的に中立を守るよう、校長から勧められたり、自ら辞任する事を求められたりしたが、彼はそれらをすべて断った。2年目の終り、即ち明治40年(1907)3月、契約は更新されなかった。そこで、彼は解雇の理由を文書で校長に要求した。この文書は、彼の伝道活動の熱意の証明書ともなるものであった。<sup>(50)</sup> ヴォリーズのその後の活動は、近江兄弟社として発展したことは広く知られている。

YMCA英語教師は、公立中学校のみならず上記のヴォリーズの様に実業学校にも勤務し、又、官立私立の大学、高等学校、専門学校等幅広い教育の分野で活躍した。その人事の移動は、各校の需要に応えたとはいえ、「開拓者」誌の英文版(The Pioneer)に見られる通り、YMCA運動の重要な一部として、かなり自由に、YMCA自身の手で行なわれていたようである。

<明治40年代のYMCA英語教師>「開拓者」(明治41年10月号)の「青年会傭教師の事業と現状」で、明治40年代のYMCA英語教師の様子を知ることができる。それは先ず、「従来文部省当局者の依嘱を受けて我青年会同盟が為し来りたる事業の著しきものは英、米、加奈太各国より少壮英語教師を我国官公立中学以上の学校に紹介する事なり」とその事業を紹介している。そして、現状の調査では、青年会教師は25名の他に数名の関係者が居ること

を報じ、更に、「彼等が接する生徒は一週間一萬を超ゆ、其為す處亦隨て廣く且大なり、大抵毎週聖書研究組を設け昨年の統計にて一回の平均総出席数五百十人を算するを見る。其中三十七人は洗禮を受け外七十五人の求道者ありと云ふ」とその伝道活動の成果を報告している。

1900年から1912年（明治45年）までに来日したYMC A 英語教師は99名で32の都市の学校に勤務したという。<sup>(51)</sup>

YMC Aを通じての英語教師雇用は、1924年（大正13年）、米国における排日移民法の成立以後は、その要請がほとんど無くなり、派遣運動は事実上終わったといわれる。<sup>(52)</sup>

以上、明治20年以降の明治期における外国教師雇用の数例をあげたのであるが、これらが、この問題のすべてを代表するものでないことは勿論である。然し、文部省が望んだ外国教師の雇用にあたってYMC Aの組織の協力があったように、キリスト教と外国教師との関係は特徴の一つと考えてよいであろう。

YMC A英語教師の場合、英語教師に良い外国教師を得たいとする文部省側の希望と、この英語教師派遣を世界的海外伝道活動の一部としてとらえたYMC A側の熱意が不思議に一致したといえるであろう。こうして来日した外国教師が、教育と宗教の分離を原則とする我国の教育の現実に直面して、‘教育と宗教との衝突’を惹起したのであった。ウェンライトとヴォリーズとの間には17年の隔りがあったが、二人は教育の場で、ほぼ同様の事態を経験したのであった。

### 3. 外国教師の役割

聘用された外国教師の役割は何であったであろうか。漱石が「中学改良策」で「会話作文誦読の諸科」を担当させる事を提案したことは、すでに引用した通りである。漱石はこれらの「諸科」は日本人の教師では十分な教授ができないと考えた。この様に、英語教授上、日本人教師の不得意な部分を

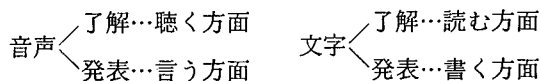
補強する事が、一般的に彼等の役割として考えられていた。菊池大麓は、前述の様に、文相在任中に、外国教師の採用を奨励したが、後年「英語教授」誌（明治42年4月）に‘Some Remarks About Middle School Teachers’と題する英文を寄せ、その中で、外国教師について言及し、外国教師をどの様に利用したら最も良いかは、未解決の問題であると述べ、外国教師は、多くのクラスを担当するよりも、集中的に少数のクラスを担当するのがよいのではないかと、但し、それを初学年のクラスにするか、遅い学年のクラスにするかは、それぞれの場合を実験した上で決める必要がある、<sup>(53)</sup>と述べた。この様に明治の末になっても、外国教師の役割や利用法は明確さを欠いていた。

外国教師の教授上の役割を、「教授細目」の中に定めたのは、東京高等師範学校付属中学校であった。同校は、明治40年及び43年の2回、「教授細目」を発表している。

明治40年版「教授細目」の「英語科」<sup>(54)</sup>では、発音及綴字、読方及訳解、文法の各項について説明したあと、会話及び作文の項で、第一、二学年（配当時間は6時間）では読本の内容について、会話作文を別にせずに「読方訳解」の中で教えるが、「第三学年以上にては、会話は外国教師主として之を擔当し、邦人教師と協力してナショナル読本にて授けたる事項、天候、季節、旅行、端艇競漕等日常の出来事を教材として練習する」としている。但し、第四、五学年ではナショナル読本の代りに別の読本を用いる。ここで、第三学年以上では、独立した会話授業が、英語7時間のうち1時割当てられ、外国教師が、邦人教師と協力して、読方・訳解で使用した読本等をもとに授業を行うことが定められた。

明治43年版「教授細目」は、40年版を、その後の研究成果によって改定したものであるが、特に「英語科」においては、旧版とは全く異なる、注目すべき改訂が行われた。明治34年の文部省「中学校教授要目」は今日の「学習指導要領」の源とも言うべきものであるが、この「要目」で、前年の「中学

校令施行規則」第四条に示した英語科の教授区分、**音・綴字・読方・訳解・書取・作文・文法・会話・習字**を具体的に第一学年から第五学年までに配分し、それぞれの学年における教授内容を指示した。明治43年版「教授細目」は、この「中学校教授要目」を批判した上、英語の学習には4方面があるとし、



という考えから、英語科の教授を聴方・言方・読方・書方の4項に分け、文部省の示した教授の区分をこれら4項目の下に置くこととした。従って、明治43年版「教授細目」には、第一、聴方及び言方（会話を含む）、第二、読方（訳解を含む）、第三、書方（作文、書取、習字を含む）の区分の下に、それぞれ、教授の目的、教授の材料、教授の方法が述べられている。この4区分は、今日の学習指導要領に示す4技能の区分と同じであって、注目に値するものである。ただし、付属中では「我国の現状から」英語科教授の目的を読書力の養成に置き、他の方面（聴き、話し、書く）は読書力を養う手段として教授することを「細目」（英語科）の冒頭で明らかにしている。

外国教師の役割は、この改訂「教授細目」（英語科）の新しい教授方針に沿って、一層明確に位置づけられることになった。即ち、「外国人教師の受持」として「外国人教師は邦人教師と協同して、Fitzroy Pictures 其他の掛図、実物、標本等を用ひて、言方の教授をなし、初級にては邦人教師の教へたる所につき三学年以上は傍用読本によりて読方、言方及び誦読の練習をなすこととし、各学年を通じて毎週一回一時間づゝ受持たしむ。但し第一学年の初より第二学年の第一学期までは之を三十分づゝ二回に分つ。」<sup>(55)</sup>と定められた。ここでも、旧版と同様、外国教師は、邦人教師と協同する事が第1にあげられている。そして、外国教師が受持つのは「言方」の分野であり、読方、言方、誦読の練習である。旧版と異なり、1,2年でも外国教師が教授する事になっているが、それは、邦人教師が教えた事を基礎にして行な

う。3年以上では傍用読本を使用することになる。なお、当時、附属中学校英語科の配当時間は、毎週、各学年7時間であった。

#### 4. 岡倉由三郎の意見

外国教師を中学校に採用する事は、明治後半期を通じて、文部省をはじめ、地方の学校でも、その必要を認めて努力した事はすでに見たところである。然し、外国教師よりは、日本人の良い教師を育成して、日本人の手で英語教育を行う方がより効果が大いとする考えもあった。外国教師による教育の効果を、中等教育の段階では疑問視する代表的意見を、岡倉由三郎に求めることができる。

彼は明治39年「外国語最新教授法」(ブレブナ著、岡倉由三郎訳)附録として、「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」<sup>(56)</sup>と題する論文を付した。その中で彼は、我国の外国語教授のあるべき姿について意見を述べたが、その最後で、「中等の学校に外国教員を置く可否」を論じている。彼は、「今一朝にして外国人を悉く用ゐぬと云ふ事は出来まいと思ふ人も多からうが、其れを慮れる人は近來官設や私立の色々な養成所から、年々多くの良教員が供給されることを忘れては成らぬ。」<sup>(57)</sup>と述べ、外国教師に頼らず、日本人教師のみによる外国語教育が行えるという考えを示した。彼は、種々の事情から、外国人が日本の中等学校の教師としては不適任であると考えた。その種々の事情とは次の5項目である。(一)外国に於てすら良教員拂底の今日、東洋の極端まで良教員の態々出向いて来る事は、特別の事情のない限り、先づありさうもない。(二)我が中等教育の外国語教師は、教師としての特別の訓練を受けたものでなく、英米人だから英語を教へると云ふ類がおほい。(三)我が中等学校で支出する俸給は、外国人のとは甚だ僅少である。(四)外国教員は其教へる生徒と意志の融通がないから、教員は無駄骨を折り、生徒は理會に困む。(五)生徒がある所まで外国語を聴きわけの力のない限りは、外国教師の時間は無効である。<sup>(58)</sup> 岡倉は、外国教師を雇う費用で日

本人の良教師を採用した方が、良い結果が得られ、又、その費用を使って、いろいろな方法で、日本人教員の教授資格を向上させる方がよい、とも述べている。

然し、彼は、絶対に外国教師を拒否したわけではなかった。「中学校以上の学校で学生が外国人の言語を稍解し得るに至った後は、外国人の教授を受けて大に利益する所のあるは勿論のこと」<sup>(59)</sup>であった。

彼のこの考えは、明治44年の「英語教育」に引継がれている。<sup>(60)</sup> 然し、「管見」で述べられた、外国教師採用を不可とする5項目を「英語教育」と比較すると、多少の違いがある。後者は項目別ではない。前者の、(四)、(五)に相当する部分は、後者でもほぼ同じであるが、前者の(三)に相当する部分は後者では欠けている。又、前者の(二)に相当する部分は後者では次の如く敷衍されている。「殊に、現在中等学校に備はれたる外国人の如きは、教師として正則の訓練を受けた人では無く、宣教の為何か、本邦に居合せた人に過ぎぬのだから、教授と云ふことに関して明瞭な考を持った人は、殆ど皆無の姿である。是等の人々は、自国に居って自国語を教ふるとしても頗る困難であらう。況や事情の全く異なる外国人に教ふるので有るから、方法の拙劣、管理の不体裁など、熟練なる本邦の外国語教師に比しては殆ど同日の論で無い。」<sup>(61)</sup> ここには彼の外国教師に対する不満が噴出している。そして「本邦教師ばかりにても、充分力を注げば、中等程度の外国語教授には、決して不足は無い。」<sup>(62)</sup> と言い切っている。

然し、「管見」と同様、彼は外国教師を絶対に拒否しているわけではない。優良な外国教師が、比較的容易に得られる場合には、「内国教師は、充分に打合せもし、助力もして、外国人の教授を有効ならしむる方法を考へ、外国人の授業には必ず一人の本邦教師が付き添うて、外国教師及び学生に利便を與ふる様に謀らはねばならぬ。」<sup>(63)</sup> と述べ、内国教師が外国教師の援助に細かく配慮すべきであると助言している。

明治20年代に夏目漱石が、又、30年代に菊池大麓が抱いた外国教師への期待と、40年代に岡倉由三郎が見せた外国教師への不満との間の隔りは大きかった。公立学校においては、外国教師は、准教員、無資格者、或は嘱託でしかなかった。明治後半期、この期待と不満の間に身を処した外国教師たちが、外国語教育に真の力を発揮できる環境は整ってはいなかったといえるであろう。



(表1) 公立中学校在職外国教師数等

| 明治(年度)    | (A) 学校数 | (B) 外国教師数 | (A) に対する<br>(B) の割合 |
|-----------|---------|-----------|---------------------|
| 23        | 43      | 28        | 65.1%               |
| 24        | 44      | 20        | 45.4                |
| 25        | 48      | 15        | 31.2                |
| 26        | 53      | 12        | 22.6                |
| 27        | 56      | 9         | 16.0                |
| 28        | 70      | 8         | 11.4                |
| 29        | 78      | 5         | 6.4                 |
| 30        | 89      | 5         | 5.6                 |
| 31        | 105     | 5         | 4.7                 |
| 32        | 133     | 5         | 3.7                 |
| 33        | 159     | 9         | 5.6                 |
| 34        | 182     | 17        | 9.3                 |
| 35        | 200     | 21        | 10.5                |
| 36        | 209     | 26        | 12.4                |
| 37        | 215     | 33        | 15.3                |
| 38        | 216     | 30        | 13.8                |
| 39        | 219     | 34        | 15.5                |
| 40        | 223     | 40        | 17.9                |
| 41        | 230     | 44        | 19.1                |
| 42        | 235     | 47        | 20.0                |
| 43        | 236     | 34        | 14.4                |
| 44        | 238     | 38        | 15.9                |
| 45 (大正元年) | 239     | 30        | 12.5                |

(注) 1. 文部省第18年報から第40年報を使用した。

2. 学校数は本校の数のみとした。

(表2) 参考(表1をもとにした道府県別分布)

1. 明治25年(15名, 各府県1名)

福島, 茨城, 千葉, 静岡, 富山, 滋賀, 三重, 大阪, 岡山, 徳島, 高知, 愛媛, 福岡, 佐賀, 長崎

2. 明治35年(21名)

(1名) 北海道, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 長野, 兵庫, 島根, 長崎  
(2名) 宮城, 京都, (3名) 秋田, (5名) 山口

3. 明治45年(30名)

(1名) 秋田, 栃木, 東京, 山梨, 愛知, 岐阜, 滋賀, 鹿児島  
(2名) 福井, 徳島(うち女子1)  
(3名) 島根, 山口, 宮崎  
(4名) 大阪  
(5名) 京都

(註)

- (1), (2) 「中学改良策」(漱石全集第12巻, 昭和42年, 岩波書店, p. 142)  
(3) 田所美治編「九十九集」(明治36年, 大日本図書) pp. 122~146  
(4) 同上, p. 128  
(5) 同上, p. 129  
(6) 同上, pp. 29~35  
(7) 同上, pp. 30~31  
(8) 同上, p. 31  
(9) 英語教育資料第2巻(昭和55年, 東京法令), p. 618  
(10) 「ウェンライト博士伝」(同博士伝編纂委員会編輯, 昭和15年初版, 38年再版  
教文館)  
(11) 同上, pp. 11~12  
(12) 同上, p. 14  
(13) 同上, p. 269  
(14) 同上, p. 20

- (15) 同上「附録」〈明治廿三年大分県会記録抄〉 pp. 259～273
- (16) 同上, p. 262
- (17) 同上, p. 272
- (18) 同上, p. 48
- (19) Kenneth S. Latourette : WORLD SERVICE, A History of the Foreign Work and World Service of the Young Men's Christian Associations of the United States and Canada (Association Press, New York, 1957) p. 40
- (20) , (21) Ibid.
- (22) 落合則男「スウィフトものがたり」(1978, 日本YMC A同盟史料室) p. 13  
および重久篤太郎「お雇い外国人⑥教育・宗教」(昭和43年, 鹿島出版会)  
pp. 83～84
- (23) WORLD SERVICE, p. 40
- (24) Ibid, p. 40, p. 165
- (25) 前掲「スウィフトものがたり」pp. 12～13
- (26) 同上, pp. 14～15
- (27) 同上, p. 18
- (28) スウィフトの学習院での在職は, 明治25年10月～同27年4月, 明治29年4月～同年8月, 明治38年9月～同39年9月の3期にわたっている。  
(学習院・院史資料室所蔵資料による)
- (29) WORLD SERVICE, p. 167
- (30) 前掲「スウィフトものがたり」p. 14に引用された, 1887年(明治20年)8月24日付「基督教新聞」の記事中にある, ムーディからホイットニーへの書簡によれば「不取敢十二名の人々を送り申候」とある。前掲重久篤太郎「お雇い外国人⑤—教育・宗教」p. 85には1888年～1895年の間に, アメリカ, カナダの9大学から15名が送られたと記されている。
- (31) , (32) WORLD SERVICE, p. 166
- (33) G. B. Sansom : THE WESTERN WORLD AND JAPAN (London, The Cresset Press, 1950) , p. 509
- (34) , (35) 夏目漱石「語学養成法」(漱石全集第16巻, 昭和42年, 岩波書店,

p. 689)

- (36) 匿名の外国人某については、推測の域を出ないが、明治20年10月の大日本教育会雑誌「会員人名録」の中に、「赤坂区水川町六番地ホイドニー」があり、又、明治21年9月の同誌「人名録」にも同住所で「ホキトニー」とある。これが、スウィフト等の来日に際して尽力した、米国公使館のホイトニーであるとすれば、「外国人某」は、ホイトニーであることも考えられる。
- (37), (38), (39), (40)「大日本教育会雑誌」第73号(明治21年3月), p. 202
- (41) 同上, pp. 202~203
- (42), (43), (44) 同上, p. 203
- (45) WORLD SERVICE, p. 166
- (46) 例えば、明治39年の夏季講習会は7月21日から25日まで、宮城県松島近くの菖蒲田村で開かれ、参加者は27名、そのうち12名が Association teachers (YMCA 英語教師)であった。この会では、教授法の改訂や宗教と教育部会の分離など重要な案件を討議している。(The Pioneer, vol I, No. 7, August 10, 1906)
- (47) W. M. Vories : A MUSTARD-SEED IN JAPAN (Omi Mission, Omi-Hachiman, Japan, 1925), pp. 2~3
- (48) Ibid., p. 4
- (49) 吉田悦蔵「近江の兄弟」(昭和38年, 第61版, 近江兄弟社), p. 8
- (50) The Pioneer, Vol II, No. 6, June 1, 1907 (明治40年, 6月号)はいちはやく、その文書(英文)の全文をのせ、ヴォリーズの業績を称え、彼を激励している。A MUSTARD-SEED, p. 39にもその全部がある。前掲、「近江の兄弟」, p. 72. には、それを和訳文で引用している。
- (51) 前掲「お雇い外国人⑤」 p. 85
- (52) WORLD SERVICE, p. 167
- (53) 菊池大麓「Some Remarks About Middle School Teachers」, 『英語教授』2巻3号(明治42年4月)所収(「英語教育史資料②」昭和55年, 東京法令, p. 659)
- (54) 「東京高等師範学校附属中学校・教授細目」(明治40年7月), pp. 197~218
- (55) 「東京高等師範学校附属中学校・教授細目」(明治43年1月), pp. 237~238

- (56) プレブナ原著，岡倉由三郎訳「外国語最新教授法」（明治39年，大日本図書），  
附録（pp. 1～32）
- (57) 同上，附録，p. 28
- (58) 同上，同，pp. 28～29
- (59) 同上，同，p. 30
- (60) 岡倉由三郎「英語教育」（明治44年，博文館），pp. 214～215
- (61) 同上，p. 214
- (62) 同上，p. 215
- (63) 同上，pp. 215～216